

平成 31 年 3 月 11 日

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

〔神戸市立市民福祉スポーツセンター指定管理者〕

神戸市監査委員	吉	田	基	毅
同	坊	池		正
同	平	木	博	美

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した平成 30 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

神戸市立市民福祉スポーツセンター指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成 29 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

平成 30 年 9 月 7 日～平成 31 年 3 月 11 日

3 監 査 の 方 法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市立市民福祉スポーツセンター（以下「センター」という。）

センターは、障害者・高齢者をはじめすべての市民に開かれたスポーツ施設として、障害者等のスポーツの振興に努めるとともに、スポーツを通じて市民との交流及び障害者等の社会参加等福祉の増進を図ることを目的として設置されている。

所在地 神戸市中央区磯上通 3 丁目 1 番 32 号

神戸市民福祉交流センター7・8・10 階

建 物 鉄筋コンクリート造地下 2 階付地上 10 階建の一部 3,310 m²

施設概要 プール、トレーニング室、体育館

施設開設年月日 平成 6 年 4 月 1 日

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者 株式会社オージースポーツ

② 選定理由

指定管理者選定のための公募を実施したところ、2 団体の応募があり、指定管理者選定評価委員会において応募者からの提案書類に基づき総合的に評価された結果、当該法人の提案が、基本方針・事業計画・運営体制等がより明確かつ具体的であり、また、本施設を管理運営していく上での職員の専門性の向上が期待されることから、運用面では劣るものの事業計画や運営体制で勝っており、総合的に最も優れていると判断され、指定管理者として選定されている。

また、平成 30 年度以降は、大規模老朽改修を実施する予定であり、「公の施設の指定管理者制度運用指針」に定める公募の例外に該当するため、指定期間を平成 30 年度から 2 年間延長している。

(3) 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

（第 2 期：平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、センターの運営業務、センターの利用及びその制限に関する業務、センターの維持管理に関する業務等であり、主な業務量の比較は第 1 表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：％)

項 目	平成29年度	平成28年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
施 設 利 用 者 数				
一 般	12,726人	13,298人	△ 572人	△ 4.3
高 齢 者	8,188人	7,867人	321人	4.1
障 害 者 ・ 介 護 者	22,803人	23,174人	△ 371人	△ 1.6
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム				
一 般	11,764人	11,815人	△ 51人	△ 0.4
高 齢 者	12,277人	11,598人	679人	5.9
障 害 者 ・ 介 護 者	12,317人	12,622人	△ 305人	△ 2.4
体 育 館	16,480人	16,725人	△ 245人	△ 1.5

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

第 2 表 指 定 管 理 料 の 比 較

(単位 金額：千円 比率：％)

	平 成 29 年 度		平 成 28 年 度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
指 定 管 理 料	63,332	100.0	63,332	100.0	0	0.0
(うち修繕費)	(514)	(0.8)	(514)	(0.8)	(0)	(0.0)
(うち事務室経費)	(1,500)	(2.4)	(1,500)	(2.4)	(0)	(0.0)
使 用 料 収 入	18,264	100.0	18,436	100.0	△ 172	△ 0.9

※ 修繕費は施設の補修・小修繕などに係るものであり、事務室経費は、事務室の使用にかかる経費であり、共に年度終了後精算している。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成29年度の総合評価は5段階評価(AAA, AA, A, B, C)のうち、A(提案内容の達成度や過去実績との比較を踏まえて、概ね良好な管理運営がなされている)となっており、その所見は、「施設利用者数は前年度と比較して横ばいではあるが、満足度調査では引き続き高い評価が得られている。今後も更なるサービス向上と利用者満足度の向上に努められたい。」となっている。

5 監査の結果

市民福祉スポーツセンターの指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては今後適正な事務処理に努められるとともに、指定管理者が適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(1) 指摘事項

① 使用料について仕様書に基づいた適正な事務を行うべきもの

仕様書では、「毎土曜日は、障害者の専用使用日として全館（プール、トレーニング室、体育館）を無料開放とする。」こととしているが、センターが自主事業で障害者を対象に行っているチャレンジスイミングスクールで条例に基づく使用料 300 円を本市に対して納付していた。

本市所管局は、仕様書に基づき使用料を無料とし、センターに対して使用料については徴収しないよう指示するべきである。

② 業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる際に本市の事前承諾及び資料の提出を行うべきもの

指定管理協定書では業務の再委託等を制限しており、指定管理者は業務の執行にあたり本市の書面による事前承諾を受けた場合は当該業務の一部に限り第三者に再委託し、又は請け負わせることができるとされており、その場合には第三者との間で締結した契約書の写しその他本市が必要と認める資料を本市に提出しなければならないとされている。

センターの指定管理業務のうち、次の事例の業務を第三者に委託又は請け負わせているが、第三者との契約書の写し等が本市に提出されておらず、また本市も承諾を行っていなかった。

指定管理協定書に沿って、契約書の写しを本市に提出し、事前に本市の承諾を受けるべきである。

（事例）

- ・プール洗浄作業
- ・ホームページ保守管理

(2) 意見

① 履行保証に係る手続について

履行保証に係る保証金については、平成 26～29 年度における協定書で約 190 万円をセンターが本市に対して納付しているが、新たに平成 30～31 年度に協定を締結した際に前回の保証金を特段の手続を行わないまま受け継いだ形となっている。

結果的に同一事業者が同一金額で指定管理者となったため保証金の金額も同額となるが、協

定書では保証金の継続についての記載はない。

手続に関する記載がない以上、保証金を返還後、再度保証金の納付等を行わせるべきであるが、事務の簡素化のため本市が継続して預かることとする場合においては、書面により双方が同意する旨の意思決定を行ったうえで行われたい。

② 使用料の収納にかかる領収書の交付について

協定書第8条第2項で、「指定管理者は使用料を収納したときは、納入者に領収書を交付しなければならない。」と規定されている。しかし、現状では使用料の収納は券売機で行い、領収書の発行を希望する利用者は、券売機の領収書発行ボタンを押すか、もしくは職員に領収書の発行を依頼して受取るようになっており、協定書とは違う取扱いとなっている。

今後もこの方式によるのであれば、次回協定を締結する際には、実態に沿った内容で協定を締結されたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」-----減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。